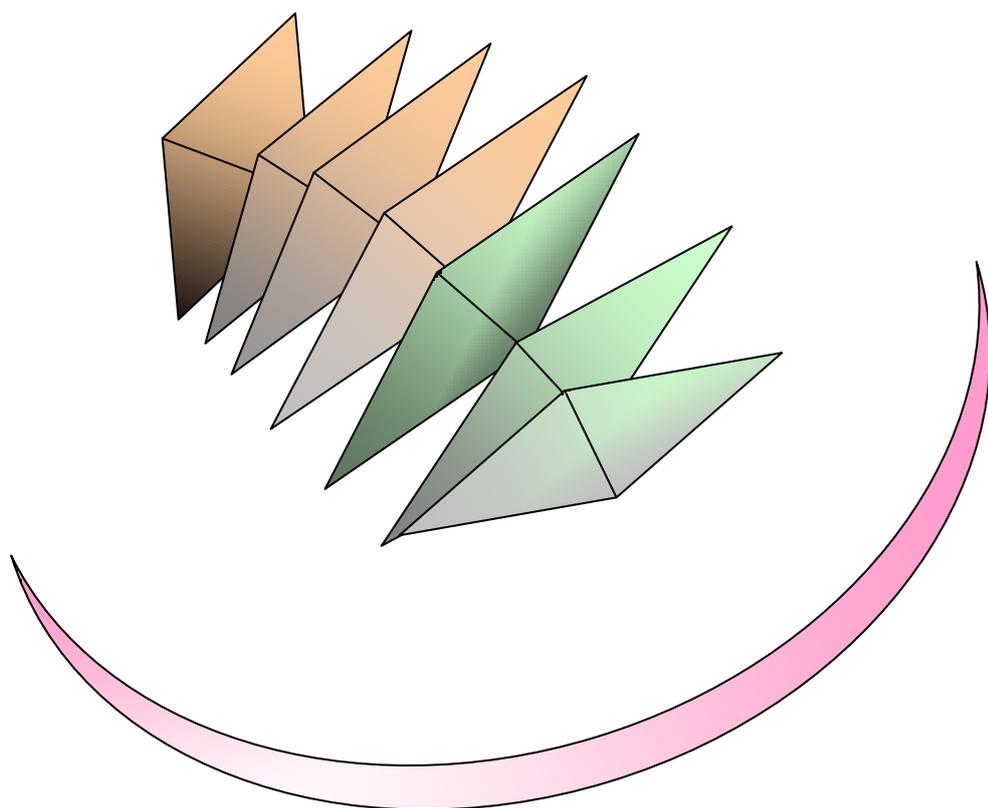


# 參考資料



# 多治見市福祉基本条例

多治見市条例第 39 号  
平成 15 年 12 月 22 日制定

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

### 第 2 章 福祉のまちづくり

#### 第 1 節 地域福祉（第 8 条—第 14 条）

#### 第 2 節 市民活動の促進（第 15 条—第 18 条）

#### 第 3 節 サービスの利用促進（第 19 条—第 23 条）

#### 第 4 節 生活環境の整備（第 24 条—第 27 条）

### 第 3 章 健康・福祉施策基本方針（第 28 条—第 32 条）

### 第 4 章 地域福祉計画（第 33 条・第 34 条）

### 第 5 章 雑則（第 35 条）

### 附則

市民一人ひとりがその人らしい生き方をその人の意思によって選択し決定できる社会の実現こそ私たちが目標とする社会福祉の姿です。

そこで、私たち多治見市民は、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、子どもから高齢者まで、女性も男性も、障害の有無にかかわらず、いつまでも安心して幸せに暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりを進めます。

福祉のまちづくりは、市民、事業者と市が地域社会の一員として自らの役割と責任を自覚し、協働して、人づくり、しくみづくり、社会基盤づくりを行う地域福祉活動を通じてなされるものであり、その実現に取り組むため、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、福祉のまちづくりについて、基本理念を確立し、市民、事業者と市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

#### （定義）

第 2 条 この条例において「市民」とは、市内で生活している人（市内で就業、就学している人を含みます。）をいいます。

2 この条例において「事業者」とは、市内で事業を営む人（次項の社会福祉事業者を含みます。）をいいます。

3 この条例において「社会福祉事業者」とは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に定める社会福祉事業や社会福祉の増進を目的に、計画に基づいて継続、反復する事業（以下「社会福祉事業」といいます。）を行う人をいいます。

4 この条例において「障害者」とは、障害等があるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当の制限を受ける人をいいます。

5 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人をいいます。

(基本理念)

第3条 福祉のまちづくりでは、次のような社会の実現を目指すことを基本理念とします。

- (1) すべての市民が個人として尊重される社会
- (2) すべての市民が偏見を持たず、差別しない、差別されない社会
- (3) すべての市民が生きがいを持てる社会
- (4) すべての市民が健やかに暮らせる社会
- (5) すべての市民が地域で生活し続けることができる社会
- (6) すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- (7) すべての市民が安心して生活できる社会
- (8) すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会

(市民の責務)

第4条 市民は、地域社会において、自らの能力を活用し、自立し、相互に尊重し合い、福祉のまちづくりの推進に努めます。

- 2 市民は、高齢者、障害者等に対して、理解と思いやりを持ち、高齢者、障害者等が安心して生活するために協力するよう努めます。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として果たすべき役割を認識し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めます。

- 2 事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援に努めます。

(市の責務)

第6条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務があります。

- 2 市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、福祉のまちづくりの条件の整備に努めます。

(総合的な推進)

第7条 市民、事業者と市は、それぞれの責務を自覚するとともに、相互に協力し、一体となって福祉のまちづくりを推進します。

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

(地域福祉の啓発)

第8条 市は、市民と事業者が地域福祉に関する正しい知識を深め、地域福祉活動に積極的に参加しようとする意欲を高めるために必要な施策を実施します。

(権利の尊重と擁護)

第9条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等の自己決定に関する権利を尊重します。

- 2 市は、高齢者、障害者等の自己決定に関する権利を擁護するため、社会福祉事業者や関係機関と連携しながら適切な援助を行います。

(福祉学習、教育の推進)

第10条 市民は、生涯にわたって福祉に対する正しい知識を得るよう、自主的な学習に努めます。

- 2 市は、市民が福祉に対する正しい知識を得るとともに、高齢者、障害者等をはじめ市民相互に対する理解と思いやりを持つことができるよう、社会福祉事業者、教育機関等と協力し、福祉教育の推進に努めます。

(人材育成)

第11条 社会福祉事業者と市は、市民と協働して、地域福祉活動を継続的に行うことができるよう、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

- 2 社会福祉事業者と市は、社会福祉事業に携わる人材を確保するとともに、その資質の向上に努めます。

(情報の提供)

第 12 条 市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、分かりやすい情報の伝達に努めます。

2 社会福祉事業者と市は、市民が適切にサービスを選択できるよう、市民への適正な福祉サービス情報の提供に努めます。

3 市は、地域福祉に関する情報を収集、調査研究し、その情報を市民と事業者に積極的に提供するとともに、高齢者、障害者等が社会参加できるよう、情報伝達手段の充実に努めます。

(就労の確保と就労支援)

第 13 条 事業者は、高齢者、障害者等に対し、就労の機会の提供と雇用環境の整備に努めます。

2 市は、事業者に対し、高齢者、障害者等の就労を確保するため、広報、啓発等必要な施策を実施します。

3 市は、高齢者、障害者等に対し、就労支援を行います。

(安全な生活の確保)

第 14 条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、防災、防犯と交通の安全の確保に関し、相互に協力します。

第 2 節 市民活動の促進

(自主的な市民活動)

第 15 条 市民、事業者と市は、地域福祉に関する自主的な市民活動を円滑に進めるため、相互に協力します。

(交流の機会の確保)

第 16 条 市民、事業者と市は、地域での、市民の地域福祉を進める上での相互理解を促進するため、交流の機会の確保に努めます。

(施設の提供)

第 17 条 事業者と市は、自らが所有し、又は管理する施設を地域福祉の推進のため利用できるよう努めます。

(ボランティア活動等への支援)

第 18 条 市民と事業者は、自らの意思に基づいて、地域福祉に関するボランティア活動（以下「ボランティア活動」といいます。）に参加します。

2 事業者は、雇用している人が、積極的にボランティア活動に参加することができるよう支援に努めます。

3 市は、市民と事業者によるボランティア活動その他の市民活動を促進するために、必要な支援を行います。

第 3 節 サービスの利用促進

(サービス提供の原則)

第 19 条 社会福祉事業者、市と関係機関は、福祉サービスの利用促進を図るため、相互に連携し、サービスを充実させるとともに、その質を向上させるよう努めます。

(相談支援体制の整備)

第 20 条 社会福祉事業者と市は、市民の相談に対し、迅速、的確かつ総合的に対処するために、相談支援体制の整備を図ります。

(サービス評価と苦情解決)

第 21 条 社会福祉事業者と市は、市民が福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス評価と苦情を解決する体制の整備に努めます。

(高齢者、障害者等の把握、対応)

第 22 条 高齢者、障害者等は、自らの情報を自主的に提供し、地域福祉活動に役立てるよう努めます。

2 市民は、地域において、高齢者、障害者等を把握し、市民相互で助け合うよう努めます。

3 事業者は、市民の高齢者、障害者等に対する支援活動に協力します。

4 市は、市民と連携し、高齢者、障害者等の把握に努め、市民の支援活動を支えるとともに、必要なサービスの提供を行います。

(社会福祉事業者の責務)

第 23 条 社会福祉事業者は、社会福祉の担い手としての責任を認識し、市民と市と協力して、地域福祉の推進に努めます。

2 社会福祉事業者は、利用者や利用者の家族が社会福祉事業者と対等な立場に立ってサービスを受けられるよう努めます。

#### 第 4 節 生活環境の整備

(施設の利用と整備)

第 24 条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が公共的施設（公共施設をはじめ不特定多数の人が利用する施設をいいます。以下同じです。）を安心して利用できるように協力します。

2 市は、高齢者、障害者等が公共的施設を安心して利用できるよう、福祉環境整備指針（以下「指針」といいます。）を定め、遵守します。

3 公共的施設を所有し、又は管理する事業者は、指針を遵守するよう努めます。

(公共交通車両等整備)

第 25 条 公共交通車両等を所有し、又は管理する人は、当該公共交通車両等を高齢者、障害者等が安心して利用できるよう整備に努めます。

(移動の確保)

第 26 条 市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、移動の支援と手段の提供に努めます。

2 市は、高齢者、障害者等の移動の手段を確保するよう努めます。

(住宅の整備)

第 27 条 市民は、将来にわたって安心して生活できるよう、所有する住宅の整備に努めます。

2 住宅を供給する人は、高齢者、障害者等が安心して利用できる住宅の整備に努めます。

3 市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、住宅の整備に関する基準を定め、その基準に沿った住宅の普及に努めます。

### 第 3 章 健康・福祉施策基本方針

(高齢者福祉)

第 28 条 高齢者福祉施策は、次の基本方針により実施します。

(1) 高齢者は、生きがいを持ち、自ら心身の健康づくりに努めます。

(2) 社会福祉事業者は、高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、必要なサービスを提供するとともに、その質の向上に努めます。

(3) 市は、高齢者が生きがいを持ち、心身共に健康で質の高い生活ができるよう支援します。

(障害者福祉)

第 29 条 障害者福祉施策は、次の基本方針により実施します。

(1) 障害者は、自立し、自らの持つ能力を発揮して、自分らしく生活するよう努めます。

(2) 事業者は、障害者の社会参加を促進するよう努めます。

(3) 市は、障害者が平等にあらゆる分野への参加ができ、自分らしく生活できるよう支援します。

(子どもの福祉)

第30条 子どもの福祉に関する施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 子どもは、生きる力をつけ、自ら成長するよう努めます。
- (2) 子どもの保護者は、その養育する子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援と家庭教育に努めます。
- (3) 市民、事業者と市は、子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援、子育ての支援と母性の保護に努めます。

(ひとり親、女性の福祉)

第31条 ひとり親、女性の福祉に関する施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) ひとり親、女性の福祉の対象者は、自立に努めます。
  - (2) 市民、事業者と市は、ひとり親、女性の福祉の対象者が自立できるよう支援します。
- (健康づくり)

第32条 健康づくり施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 市民は、生涯にわたって自らの健康づくりに努めます。
- (2) 事業者は、雇用している人の健康づくりに努めます。
- (3) 市は、市民が自主的に健康づくりを行うよう支援します。

#### 第4章 地域福祉計画

(地域福祉計画の策定・公表・管理)

第33条 市は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域福祉計画(健康・福祉に関する個別の計画を含みます。以下同じです。)を定めます。

- 2 市は、地域福祉計画を定め、又はその内容を変更したときは、速やかに公表します。
- 3 市は、地域福祉計画を着実に推進するため、地域福祉計画の進行を適切に管理します。
- 4 市は、次条の多治見市地域福祉計画評価委員会が地域福祉計画を評価した結果を公表します。

(評価機関の設置)

第34条 市は、前条第3項により地域福祉計画の進行を適切に管理するため、その実施状況の評価を行う多治見市地域福祉計画評価委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

- 2 委員会は、地域福祉計画の実施状況の評価のほか、市長の諮問に応じて、地域福祉計画に関し必要な事項を審議します。
- 3 委員会は、10人以内の委員で組織します。
- 4 委員は、福祉のまちづくりについて、知識や経験を持っている人、市民その他市長が適当と認められた人のうちから市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員は、再任されることができます。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

#### 第5章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

(以下省略)

## 多治見市福祉環境整備指針

多治見市告示第 19 号  
平成 6 年 3 月 17 日制定  
平成 16 年 3 月 25 日改正

(目的)

第 1 条 この指針は、多治見市福祉基本条例（平成15年条例第39号。以下「条例」という。）第24条第2項の規定に基づき、高齢者、障害者等をはじめ市民のだれもが公共的施設を安心して利用できるよう、その福祉環境整備の基準を定め、広く市民の参加と協力の下に公共的施設の福祉環境整備を推進し、もってだれもが暮らしやすいまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この指針において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする者をいう。

(対象施設)

第 3 条 この指針の対象となる施設（以下「公共的施設」という。）は、不特定多数の市民が利用する施設で次に掲げるものとする。

- (1) 官公庁舎等
- (2) 病院等医療施設
- (3) 学校等教育施設
- (4) 社会福祉施設
- (5) 体育施設
- (6) 文化施設
- (7) 集会施設
- (8) 興行施設
- (9) 物品販売業を営む店舗
- (10) 飲食店
- (11) サービス業事業所
- (12) 宿泊施設
- (13) 遊興施設
- (14) 工場
- (15) 事業所
- (16) 駐車施設
- (17) 環境衛生施設（公衆浴場及び公衆便所を含む。）
- (18) 道路
- (19) 公園
- (20) 公共交通機関の施設
- (21) 集合住宅（共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿を含む。）
- (22) その他不特定多数の者が利用する施設

(整備基準)

第 4 条 公共的施設の福祉環境整備の基準（以下「整備基準」という。）は、別記のとおり定めるものとする。

(公共的施設の所有者、管理者の整備基準への適合努力義務)

第 5 条 公共的施設の所有者又は管理者は、条例第24条第3項の規定により、当該施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(維持保全の努力義務)

第 6 条 公共的施設の所有者又は管理者は、前条の規定により整備基準に適合させた公共的施設を、引き続き整備基準に適合した状態に維持し、保全するよう努めなければならない。

(新設する市の公共的施設に関する整備基準への適合義務)

第7条 市は、条例第24条第2項の規定により、新設する市の公共的施設的设计・施工に当たっては、当該施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、次に掲げる公共的施設については、この限りでない。

- (1) 新設後の公共的施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障害者等をはじめとする市民が安心して利用できるものであると市長が認めた公共的施設
  - (2) 自然地形、施設の敷地その他の事情により、整備基準を適合させることが困難であると市長が認めた公共的施設
  - (3) 用途、規模等により、安全上支障がない公共的施設で、次に掲げるもの
    - ア 公共的施設のうち、当該施設を利用する高齢者、障害者等をはじめとする市民が使用しない部分
    - イ その他市長が認めた公共的施設
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、市は、可能な限り代替措置を採るとともに、可能な限り整備基準に近づけるよう努めなければならない。

(既設の市の公共的施設に関する整備基準への適合義務)

第8条 市は、条例第24条第2項の規定により、既設の市の公共的施設の整備に当たっては当該施設をその施設の用途、規模、市民の利用の状況等と考慮して計画的に整備基準に適合させるとともに、その改修に当たっては当該施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、次に掲げる公共的施設については、この限りでない。

- (1) 改修後の公共的施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障害者等をはじめとする市民が安心して利用できるものであると市長が認めた公共的施設
  - (2) 自然地形又は公共的施設の敷地若しくは構造その他の事情により、整備基準に適合させることが困難であると市長が認めた公共的施設
  - (3) 用途、規模等により、安全上支障がないものとして、次に掲げる公共的施設
    - ア 公共的施設のうち、当該施設を利用する高齢者、障害者等をはじめとする市民が使用しない部分
    - イ その他市長が認めた公共的施設
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、市は、可能な限り代替措置を採るとともに、可能な限り整備基準に近づけるよう努めなければならない。

(維持保全の義務)

第9条 市は、前2条の規定により整備基準に適合させた市の公共的施設を、引き続き整備基準に適合した状態に維持し、保全しなければならない。

(市の公共的施設整備に当たっての意見聴取)

第10条 市は、市の公共的施設を整備するに当たっては、高齢者、障害者等関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

(推進のための市の役割)

第11条 市は、民間の公共的施設への範を示し、その整備を誘導する先導的な役割を果たすため、設計・施工上のモデルとなる公共的施設の整備に努めなければならない。

2 市は、市民の参加と協力の下に、この指針に基づく公共的施設の福祉環境整備を広く推進するため、各種の啓発に努めるものとする。

(指導及び助言)

第12条 市は、事業主等に対し、当該所有又は管理する公共的施設又はその設備等について整備基準に沿った福祉環境整備が実施されるよう要請を行うとともに、整備に当たって必要な助言や指導等を行うものとする。

(委任)

第13条 この指針の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

別記 省略

## 福祉のまちづくりの取り組み

年次	内 容
昭和 57 年	・「障害者対策に関する長期計画」策定(国)
昭和 58 年	・「多治見市福祉環境整備指針」策定
平成 5 年	・「障害者基本法」公布・施行(国)
平成 6 年	・「多治見市福祉環境整備指針」改訂 ・「ハートビル法」施行(国)
平成 7 年	・「岐阜県障害者計画」策定(岐阜県) ・「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」策定(国)
平成 8 年	・バリアフリー市内施設調査の実施
平成 9 年	・障害者計画策定のためのバリアフリー実態調査の実施
平成 10 年	・「岐阜県福祉のまちづくり条例」施行(岐阜県) ・「多治見市障害者計画」策定
平成 11 年	・「バリアフリーモデル地区整備計画」策定及び計画に基づく歩道整備
平成 12 年	・「バリアフリーモデル地区整備計画」に基づく歩道整備 ・「交通バリアフリー法」施行(国)
平成 13 年	・「多治見市福祉環境整備指針」改訂 ・「バリアフリーモデル地区整備計画」に基づく歩道整備
平成 14 年	・「バリアフリーモデル地区整備計画」に基づく歩道整備
平成 15 年	・「バリアフリーモデル地区整備計画」に基づく歩道整備 ・多治見市福祉基本条例制定

年次	内 容
平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 2 期多治見市バリアフリー整備計画」策定</li> <li>・「多治見市福祉環境整備指針」改訂</li> <li>・「第 1 期多治見市地域福祉計画」策定</li> </ul>
平成 17 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 2 期多治見市障害者計画」策定</li> </ul>
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 1 期多治見市障害福祉計画」策定</li> </ul>
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー適合証交付事業開始</li> </ul>
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 6 次多治見市総合計画」策定</li> </ul>
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多治見市福祉環境整備指針」改訂</li> <li>・「第 3 期多治見市障害者計画(第 2 期多治見市障害福祉計画)」策定</li> <li>・「第 2 期多治見市地域福祉計画」策定</li> </ul>
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 3 期多治見市バリアフリー推進計画」策定</li> </ul>
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 6 次多治見市総合計画後期計画」策定</li> <li>・「第 4 期多治見市障害者計画(第 3 期多治見市障害福祉計画)」策定</li> </ul>
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多治見市バリアフリー基本構想」策定</li> </ul>
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 3 期多治見市地域福祉計画」策定</li> </ul>
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 5 期多治見市障害者計画(第 4 期多治見市障害福祉計画)」策定</li> </ul>

## 高齢者・障がい者の障害（バリア）、不便等

### 1. 障がい者の身体機能障がいと行動

障がい者が生活上で感じる具体的な障害、困難、不便の主なものは下記の表のとおりであるが、これはあくまでもチェックリストであり、この他にもさまざまな障害、不便があることに十分留意すべきである。

#### ■ 身体機能障がいと行動

身体機能障がいの分類		主な補装具等	補装具を使つての行動可否																
			○可能 △やや可能 ×困難																
			平地移動	横断歩道と段差	階段昇降	斜面登降	歩道橋	電車利用	バス利用	タクシー利用	自動車運転	手動ドア開閉	エレベーター	エスカレーター	和式便所	洋式便所	食事	その他日常生活動作	各種案内
肢 体	四肢変形抱縮	電動車いす・車いす	△	×	×	△	×	×	×	×	×	△	△	×	×	△	△	△	○
	四肢マヒ	電動車いす・車いす	△	×	×	△	×	×	×	△	×	△	△	×	×	△	△	△	○
	片側上下肢マヒ	車いす・下肢装具・片松葉杖	○	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	△	×	△	△	△	○
	両上肢マヒ	上肢装具	○	○	○	○	○	△	△	○	×	△	○	○	△	△	△	△	○
	両下肢マヒ	車いす・歩行者用下肢装具	○	○	×	△	×	×	×	△	○	○	○	△	×	×	○	△	○
	両上肢切断	電動義手・義手	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	○	○	△	△	△	△	○
	両下肢切断	車いす・義足・両松葉杖	○	△	×	△	×	×	×	△	○	○	○	△	×	△	○	△	○
	片下肢切断	義足・ステッキ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	股関節変形・固定	下肢装具・両松葉杖車いす	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○
	平衡機能障がい	歩行者・松葉杖ステッキ	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	○	△	○	○	○	○	○
	重度体幹機能障がい	電動車いす・車いす	△	△	×	△	×	×	×	△	△	△	○	×	×	△	○	△	○
	体幹機能障がい	コルセット・両松葉杖	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○
視	全盲	盲人安全杖犬	○	△	○	○	△	△	△	○	×	○	○	△	○	○	○	△	△
	弱視	盲人安全杖	○	△	○	○	○	△	△	○	×	○	○	△	○	○	○	○	△
聴	ろう		○	○	○	○	○	○	○	△	×	○	○	○	○	○	○	○	△
	難聴	補聴器	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△

## 2. 車いす使用者

車いす使用者にも車いすの操作能力からみると大別して次のように3つのタイプがある。次表に示したのは主として次の(1)についてであり、他はここに補足して記しておくこととする。

(1) 上肢と上部体幹にはほぼ障がいのない、単独車いす使用者

例：下位胸髄部での脊椎損傷、ポリオによる両下肢マヒ、両下肢高位切断などの身体障がい者

(2) 上肢が弱い単独車いす使用者、または電動車いす使用者

例：頸椎損傷による四肢マヒ、脳性マヒによる四肢マヒ、ジストロフィ症などの身体障がい者

このタイプの車いす使用者は、(1)よりも行動の困難な程度が強い。例えば、わずかな段差でも移動不可能で、斜面も昇降不可能あるいは緩い斜面しか昇降できない。また、手の届く範囲は極めて限られ、車いすの回転スペースもより広く必要とする。

脳卒中による片マヒ者で歩行不能の人も、車いすを使うことは可能であるが、操作能力は低くこのタイプに準ずる。

(3) 上肢や体幹が弱く座位保持困難、または全身状態が低下していて、介助を要する車いす使用者

例：脳卒中、高度の四肢マヒなどの身体障がい者

介助者がいるので車いすの移動回転には介助者の分も含めたスペースが必要となる。

基本的な障害(バリア)	実際の不便の例
平地での移動はよいが、段差を昇ることは困難。ある程度以上の急な斜面は昇れない。	歩道の縁石、建物出入口の段差、階段、歩道橋などは極めて不便。
溝にキャスター(車いすの小輪)がはまると動けなくなる。	踏切、エレベーターのかごと床の隙間、金属製の靴泥落としの隙間などが危険。
踏面の凸凹、砂砂利などは移動困難、ぬかるみは通行不能。	未舗装の道、公園や庭園の道には不便が多い。
床と車輪との摩擦がある程度必要だが、それが大きすぎると移動や回転が困難、または回転時に床にかなりの摩擦を与える。	室内ではたたみを痛める。毛足の長いじゅうたんは不便。
幅の狭いところは通れない。	出入口ドアや廊下の幅に問題が多い。
狭いところでは回転ができない。	廊下の曲がり角、出入口ドアの前後、便所の仕切り内部などが狭いと困る。
横方向に直接移動することは不可能で、横への移動には手間がかかる。	カウンター、商品の陳列棚、図書室の書架、自動販売機などの前ですぐに横に動けない。
高いところに手が届かない。	棚、物入れ、引出しなどの使える高さが限られる。エレベーターの操作ボタン、公衆電話などの位置が高くて使いにくい。
低いところに手が届かない。	下のほうの引出しやコンセントが使えない。床にあるものを拾えない。
横方向や前後方向にも手の届く範囲が限られる。	台所の棚、商品の陳列棚、カウンター図書室の書架、自動販売機、水飲み台などに手が届かない。特に前方については、車いすの足台あるいは肘受けがつかえてしまう。
移動時には両手がふさがる。	雨も日に傘がさせない。
頭(上半身)の位置が低い。	手洗い器、台所の流し、鏡などの位置が高すぎる。
膝、肘受けの高さが通常の座位よりも高い。	机、テーブル、流し、手洗い器などの下に膝が入らない。
車いすから他のものへの移乗にスペースが必要。	ベッドや便器の範囲、浴室などが狭いと使えない。駐車場では、ドアを開いて車いすに移乗するだけの幅の余裕がないと困る。

### 3. 歩行困難者

歩行困難者にも大別して次のような3つのタイプがある。次表は主として次の(1)について記したが、(2)もほぼ同様である。

- (1) 松葉杖使用者：例としては、ポリオ、脊髄損傷による両下肢マヒで下肢にもわずかな力のある人、あるいは完全マヒだが装具を使う人など、また骨折などによる一時的な身体障がい者。
- (2) 杖使用者：脳卒中による片マヒ者など。
- (3) 杖なしの歩行困難者：脳卒中による片マヒ者、義足使用の切断者、高齢者、妊婦など。歩行能力の程度にもよるが、一般に段差の昇降は困難、または床面の路面の滑りは危険が多い。

基本的な障害(バリア)	実際の不便の例
段差や斜面の移動が困難	建物入口の大きな段差を昇降できない。階段、歩道橋などの昇降ができないことが多い。(手すりがあれば可能なこともある。)斜面は滑ったり、体のバランスがとりにくく不安定である。
足先がひっかかると転倒の危険がある。	路面の凸凹、階段の段鼻などは危ない。
杖先が滑ると危険	床仕上げが滑りやすいと困る。砂利道やぬかるみは歩けない。
溝に杖先がはまると危険	踏切、エレベーターのかごと床の隙間などに注意を要する。
松葉杖の先が開くので、幅の狭いところは歩きにくい。また、回転スペースが広く要る。	廊下や出入口の幅、便所内のスペースの狭さに困る。
しゃがめない。	和式便所が使いにくい。
低いところに手が届かない。	コンセントの位置、下の方の引き出しが使えない。

#### 4. 聴覚障がい者

聴覚障がい者とは、一般的には、ろう、高度難聴、中度難聴、軽度難聴などに分けられる。ろうとは、疾患、事故などのために聴覚が侵され、全く聞こえないか、極めてわずかしか聴力が残っていないために、会話が聞き取ることができない人で、難聴とは、入ってきた音が脳に達するまでの間にその流れを遮るような病気が起きている状態で、会話を完全に聴取することが困難な人をいう。

基本的な障害（バリア）	実際の不便の例
音が聞こえないため、視覚、におい、触覚などにたよるしかない。 特にお互い意思の伝達に問題がある。	自分の意志の伝達が困難、特に先天性の疾患者は、言葉が全く話せない人が多いため、困難度が高い。
警報機、信号、ブザーなどは利用できない。	災害の伝達方法が難しい。特に睡眠中の災害は知らせることが困難。 電話などの利用ができない。 自動車の警笛音が聞こえない。
文章の理解度が低い人が多い。	難解な文章は理解できない。

#### 5. 高齢者

高齢者といっても、個人差が大きく一概には言えない。しかし、ある年限を経ると生理的に変化がおきてくるのも事実であり、呼吸機能、視覚、聴覚、嗅覚、平衡感覚、循環器機能、中枢神経などあらゆる機能が衰退してくる。65歳以上（高齢者）の生理的機能は成人の半分以下といわれている。

基本的な障害（バリア）	実際の不便の例
3. 歩行困難者、4. 聴覚障がい者、6. 視覚障がい者の項も参照	
身体寸法は成人より小さく、背、腰の曲がりがある。	押入れ、天袋、スイッチ、コンセントなど高いところのものは使いにくい。 市販の台所器具は困難である。
呼吸機能が衰え、疲労しやすい。	階段の昇降が困難である。
嗅覚が衰えている。	ガス漏れに気付かない。
循環器機能が衰えている。	風呂、トイレなどで急に立ち上がったたり、大きな温度差があると立ちくらみを起こしたりしやすい。
骨がもろくなっている。	転倒すると骨折しやすい。

## 6. 視覚障がい者

視覚障がい者とは、障がいの程度により、全盲、弱視およびその他に分けられる。全盲とは、全く見えない人で、弱視とは、大型の活字または拡大鏡や照明などの特別な措置をすれば見ることができるが、見えにくい人で、さらに視力以外の視機能障がい（例：視野狭さくなど）のある人がある。

### <全盲>

基本的な障害（バリア）	実際の不便の例
歩行には、歩行幅、歩行距離、足裏の感触、音などに頼るしかない。	直線コースは比較的よいが、蛇行が難しい。 道路両端の位置がわからない。両端の段差、溝は落ちる可能性がある。 信号機は見えないため危険。 バス路線などのコースに変更があったり停車位置に変更があると危険。 路上の一時的な障害物は危険。 危険物の記号が認知できない。
日常的な伝達方法として音に頼るしか方法がないので不便。型、位置、状態を確認することが困難。	騒音が会話などの伝達音を消してしまうので不便。 銀行、商店などの位置の確認が困難。 出入口の位置の確認が困難。 出入口のタイプ、開閉がわからない。 商品の選択が困難。 商品の値段の確認が困難。 便所のタイプ、足の位置の確認が困難。 （ブース内のレバー、ボタンの位置など） 客室内の設備（ボタン、スイッチ、コンセントなど） 備品の確認が困難。
文字を使った読み書きができない。	記述による諸注意事項が読めない。 市役所、銀行、郵便局などにおける記述が困難。

### <弱視・視機能障がい>

基本的な障害（バリア）	実際の不便の例
基本的には全盲に準ずる。	
色盲は色の区別が困難。	第一色覚異常：赤、青緑 → 灰色にみえる。 第二色覚異常：緑、赤紫 → 灰色にみえる。 高 齢 者：青 → 黒くみえる。 黄色 → 白く見える。
視野狭さくは、見える範囲が狭いため困難。	色による注意事項はよく見分けがつかない。 周辺の事情を素早く認識できない。 遠くや横からくる自動車などを早く認識できない。
弱視	大きく書かれた字は読めるが、小さい字は読めない。 型の認識が難しい。

## 7. 上肢障がい者

上肢障がい者とは、巧緻障がいといわれるように細かい作業が困難であり、建築物使用上に不便が多い。配慮内容については、上記各障がい者における実際の不便の例を十分に参照のこと。

# 障がいのある方・高齢者への接遇

障がいのある人に対するお手伝いは、人間として当然の行いです。ごく自然な気持ちでお手伝いしましょう。

- 人間一人ひとりが千差万別であるように、障がいも一人ひとり全てちがうのです。一人ひとりが別々の人格であることを認識することが、障がいのある方に対するエチケットの基本です。
- 障がいのある方のお手伝いをするときは、まず、声を掛けてください。その人が何をして欲しいのかを聞くことが大切です。ひとりよがり hands を出すのは、親切ではなく、お節介になります。
- 同情にもとづく言動は相手に不快感を与えることもあります。必要なときに快くお手伝いをしてください。
- 話し掛ける時には、本人に向かって話してください。介助者がいる場合でも、主体は障がい者本人ということをお忘れなくください。

## 1 視覚に障がいのある方に対して

視覚障がいと言っても、さまざまな見え方があります。まったく見えない、文字がぼけて読めない、物が半分しか見えない、望遠鏡を通してしか見えないなどです。視覚障がいのある方には、白杖を持っていたり盲導犬と一緒にいるように一見して視覚障がい者とわかる人もいますが、外見から視覚障がい者と分かりにくい方もたくさんいますので、「目が不自由で…」 「視覚障がいなので…」 などと言われた場合、目が不自由と判断してください。

### (1) 話かける時は、まず名乗ってください

声をかけてもらっても、誰からの声かけかわからないと困ります。

(2) 援助する時は、そばに行って、前から声をかけてください。「お手伝いしましょうか？」でも「こんにちは」でも結構です。場所・場合によっては慣れていることもありますので援助を断られることもあります。気が悪くしないでください。必要としている時、援助をすれば良いのです。

(3) 移動を手伝う際、視覚障がい者の横半歩前に立ち、手引き者の肘・腕もしくは肩に触れてもらい誘導します。人それぞれ好みがありますのでどのように誘導したら良いかまず本人の意思を確認してください。

(4) 援助の時・危険を知らせる時などでは、状況を具体的に説明してください。

(5) 案内する時、腕や白杖をつかんだり、肩や背中を後ろから押さないでください。動きを拘束されると、安心して歩くことができませんし、足や杖で前方を確認することも出来なくなってしまいます。

## 2 聴覚に障がいのある方に対して

聴覚障がいは、外見上は障がいがあるかどうか分からないことが特徴です。また、一言で聴覚障がいと言っても、補聴器が必要な人、片耳だけが聞こえる人など、人によって様々です。このように聞こえ方やこれまでの生活環境により、コミュニケーションの取りかたも様々です。音声での会話、手話、筆談、読話（話し手の口の形や動きで話を読み取る）など様々あります。

(1) まず、どのような方法でコミュニケーションをとればよいか、本人に尋ねてください。

(2) 音声で会話する際には、口の動きがわかるよう、ゆっくり、言葉のまとまりで区切りながら話します。

(3) 聞き返された時は、快くもう一度言ってください。

(4) 筆談をする時は、短い文で理解しやすいよう、記号や図も必要に応じて使用し、相手に伝えます。

## 3 肢体に障がいのある方に対して

体に機能障がいがある方は、日常生活の中で不自由を感じる事が多くあります。例えば、階段や少しの段差の昇降にも支障があったり、指や手・腕にまひがあったり様々あります。

また、読むこと・聞くこと・話すこと・書くことが困難で、周囲に自分の思いを十分に伝えることが出来な

- い人もいますので、障がいに適切に対応することが必要です。そうすることで、外出が楽なものになります。
- (1) 雨の日は、出入口に水溜りができないように配慮します。濡れた床や、ワックスの塗ってある床はすべりやすく危険です。
  - (2) 車いす使用者が、困っていたら、まず声を掛けてください。どのようなことができるか確認し、もし一人で手伝えないうでしたら、周りにいる人に協力を求めます。
  - (3) 例えば、階段の昇り降りを手伝うには、2、3人で呼吸を合わせて静かに持ち上げます。持ち上げる際には、「持ち上げます」と声を掛けてください。昇りは前向き、降りには後ろ向きで、車いす利用者が落ちないように配慮します。
  - (4) 杖を利用している方が、階段を昇るときは、斜め後ろから介助してください。降りるときは本人の一段下の斜め前に立ち、横向きに降りてください。
  - (5) 手指の不自由な方には、小さくて扱いにくいもの（お金など）を受け渡しする時は、直接手のひらの上やコインマットの上ののせてください。
  - (6) 原因となる疾患のため、座り続けるなど、同じ姿勢を保つことが困難な人には、その人の楽な姿勢を尋ねて、できれば別にいすや寝台などを用意しましょう。

#### 4 知的障がいのある方に対して

知的障がい者の特徴として、複雑な事柄の理解や判断、こみいった文章・会話の理解は不得意であること、おつりのやりとりのような日常生活の中での計算も苦手であることなどが挙げられます。一見しては障がいわかりにくく、少し話しをただけでは障がいがあることを感じさせない方もいます。

しかし、周りの状況や抽象的な表現の理解、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難という方が多くいます。そのことをまず理解してください。

- (1) 話し掛けるときには、「わかりやすく」「ゆっくりと」「簡潔に」伝えてください。絵や図、メモなどを用いて、相手がどのように理解しているかを確かめながら、話すことが大切です。
- (2) どうしてよいか分からず困っている様子の時は、まずやさしく声を掛けてください。どうしてよいか分からず、何となくその場で動けないことがあります。このような時は、不安や緊張感をほぐし、気軽に話しができるようやさしい声かけが必要です。

#### 5 精神障がいのある方に対して

精神障がいには統合失調症や躁うつ病などがあります。精神障がいは、周囲の状況を認識する力が妨げられ、生活障がい（生活がしづらくなる障がい）を起こすものです。

障がいは外見上目に見えないため、周りの人の理解を得ることが難しく、誤解を受けることもあります。本人が不安と孤立感に陥らないように、周囲の人達は、理解とあたたかい思いやりを持つ必要があります。

- (1) 何度も同じことを繰り返したり、つじつまの合わないことを言ったりする時は、内容の正否に関わらず、まず耳を傾けてください。何か不安があって訴えていることがよくあります。
- (2) 話を聞いた上で「ところで、今日はどういったご用件でいらしたのですか？」あるいは「今日は〇〇の用件でいらしたのですね」と必要な情報を引き出してあげてください。不安で頭が混乱していることもありますので、気持ちを推察しながら、用件の整理をすることが必要です。

#### 6. 高齢者に対して

- (1) 高齢になるにつれ、一般に身体の機能や体力などが衰えてきます。したがって、若い人と同じように行動することができなくなり、周囲の人の手助けが必要となることが多くなります。
- (2) 病弱になったり、職業を離れたりとすると、外出する機会も減り、社会的な活動からも遠ざかっていきます。家庭に閉じこもってしまうことは、身体的にも精神的にも老化を進め、寝たきりや認知症を招く

原因にもなりかねません。高齢者が積極的に外出し、さまざまな活動に参加することは、心身の健康を保ち、明るい毎日を送るために、とても重要なことです。

- (3) 高齢者といっても、若い人と同じように元気な人もいれば、介護が必要な人もいます。自分でできることはできるだけ自分でするとともに状況に応じたお手伝いを求めることは決して恥ずかしいことではありません。そうした時に若い人たちの親切や援助を率直に受け入れる態度や心がけが必要です。

## 長寿社会対応住宅設計指針（抜粋）

### 第1 総則

#### 1 指針の目的

この指針は、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にも基本的にそのまま住み続けることができるような住宅の設計について指針を示すことにより、高齢社会に対応した住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

#### 2 適用範囲等

- (1) この指針は、主として新築（建替えを含む）される住宅を対象とする。
- (2) この指針は、一般的な住宅の設計上の配慮事項を示すものであり、現に特定の身体機能の低下や障害が生じている居住者のために個別的な配慮を行うときは、その居住者の状況に応じ、本指針に示すもの以外の設計上の工夫を行う必要がある場合がある。
- (3) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

### 第2 住宅（かっこ内省略）の設計指針

#### 1 通則

##### (1) 部屋の配置

- (イ) 玄関、便所、洗面所、浴室、脱衣室、居間・食事室及び高齢者等の寝室は、できる限り同一階に配置する。
- (ロ) 高齢者等の寝室と便所、洗面所、居間・食事室は、できる限り近接配置とする。
- (ハ) 本指針において、高齢者等の寝室とは、住宅新築時に高齢者等が居住しない部屋であっても、将来高齢者等の寝室に用いることが想定される居室を含む。
- (ニ) 便所、洗面所、浴室又は脱衣室が複数設置される住宅の場合は、少なくともこれらの複数設置された部屋の1ヶ所は本指針によるものとする。

##### (2) 段 差

住宅内の床は、原則として段差のない構造のものとする。ただし、玄関の出入口及び上がりかまち、浴室出入口、バルコニー等への出入口にあつてはこの限りではない。

##### (3) 手すり

- (イ) 階段に両側に手すりを設ける。
- (ロ) 玄関、便所、洗面所、脱衣室、居間・食事室、高齢者等の寝室等及び廊下等には、手すりを設けるか設置できるようにする。
- (ハ) 手すりは、使用しやすい形状、材質とし、適切な位置に設置する。

## 長寿社会対応住宅設計指針の補足基準（抜粋）

指針及び本補足基準においては、加齢等に伴う一定の身体的弱化（杖類及び歩行器の補助具を利用して自立した生活が可能な状態）に対して、そのまま又は比較的軽微な改造により対応を可能とする仕様（介助用車いすを利用する場合にあつても、基本的な日常生活を送るため、最小限必要な移動を可能とする仕様）を確保するという考え方にに基づき基準を設定している。

項目によっては、安全性、快適性をより高めることや、日常生活に介助を要する場合（たとえば介助用車いす等を利用して動き回れる状態）にもより適切に対応可能とする仕様を推奨基準として設定し、経済的、空間的条件が許せば選択できるようにしている。

なお、本補足基準については、社会状況の変化や技術等の進展等を踏まえ必要に応じて見直すこととする。

### I 指針第2（住宅（かっこ内省略）の設計指針）について

#### 1 通則

##### (1) 部屋の配置

- ・ 玄関、便所、洗面所、脱衣室、浴室、居間・食事室及び高齢者等の寝室の同一階配置の確保にあつては、高齢者等の寝室については、将来における軽微な改造（間仕切り設置等）により、同一階に確保できる場合を含む。
- ・ 高齢者等の寝室と便所とそれ以外の室とは、ホームエレベーターや階段昇降機等を設置するか設置できるように措置されている場合は、同一階に設置しなくてもよい。

##### (2) 段 差

- ・ 高齢者等が利用しない居室、居間の一角に設ける畳コーナー等については、高齢者等の基本的な日常生活における移動経路上にない場合は、段差があつても差し支えない。

##### (3) 手すり

- ・ 階段の少なくとも片側の手すりは、当初から設置し、設置しない側には将来設置できるようにする。
- ・ 階段の手すりは、廊下等の手すりと連続している場合を除き、できる限り端部を20cm以上水平に延ばす。
- ・ 浴室については、浴槽出入りのための手すりを設置するとともに、できる限り浴室出入口にも手すりを設置する。
- ・ 玄関については、靴等の着脱のために上がりかまち部に手すりを設けるか設置できるようにする。

(4) 通路・出入口の幅員

住戸内の廊下等の通路及び出入口は、できる限り歩行補助具及び介助用車いすの使用に配慮した幅員を確保する。

(5) 床・壁の仕上げ

住戸内の床、壁の仕上げは、滑り、転倒等に対する安全性に配慮したものとする。

(6) 建具

建具は、開閉がしやすく、安全性に配慮したものとする。また、建具のとして、引き手及び錠は使いやすい形状のものとし、適切な位置に取付ける。

- ・ 便所については、立ち座り、姿勢保持のための手すりを設けるか設置できるようにする。
- ・ 脱衣室には、衣服の着脱等のための手すりを設けるか設置できるようにする。
- ・ 廊下、階段、洗面所、居間・食事室及び高齢者等の寝室の移動のために設ける手すりの設置高さは、床仕上面（階段の場合は段鼻）から 75 cm を標準とする。
- ・ 水平手すりの端部は、できる限り壁側又は下側に曲げる。

(推奨)

- ・ 階段の両側に手すりを設置する。
- ・ 浴槽内での立ち座り、姿勢保持、洗い場の立ち座りのための手すりを設置するとともに、浴室出入口にも手すりを設置する。

(4) 通路・出入口の幅員

- ・ 通路の有効幅員は、78cm（柱等の箇所にあつては 75cm 以上）とする。
- ・ 出入口の有効幅員（開き戸では建具の厚み、引き戸では引き残しを除いた幅員）は、75cm 以上（浴室の出入口にあつては 65cm 以上、やむを得ない場合 60cm 以上とする。）とする。ただし、玄関及び浴室以外の出入口については、やむを得ない場合、改造により有効幅員 75cm 以上とすることができるようにする。
- ・ 廊下の屈曲部及び廊下から直進できない出入口に接する廊下については、できる限り介助用車いすの回転が可能な空間を設けるか、又は改造によって当該空間を設けることができるようにする。

(推奨)

- ・ 通路の有効幅員は、85 cm（柱等の箇所にあつては 80 cm）以上とする。
- ・ 出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。

(5) 床・壁の仕上げ

- ・ 床は滑りにくい仕上げとするとともに、転倒した場合の衝撃をやわらげるよう仕上げの材質等に配慮する。特に浴室については、滑りやすいので十分に配慮する。

- ・ 階段の踏面については、粗面にするかノンスリップを設けることとする。
- ・ 壁の出隅部は、できる限り面とりを行う等、形状、仕上げの材質に配慮する。

(6) 建具

- ・ 玄関ドアが開き戸形式の場合、急激な開閉を防ぐため、ドアクローザーの設置等を行う。
- ・ 浴室及び便所の建具の錠は、外から開錠可能とする。
- ・ 出入口ドア等にガラスを入れる場合は、安全ガラスを用いるか又は棧付建具として 1 枚あたりのガラスの面を小さくする。

(推奨)

- ・ 引き戸や開き戸のとして側に 30 cm 以上の袖壁を設ける。

(7) 設 備

- (イ) 住宅内の給水給湯設備、電気設備、ガス設備は、安全性に配慮するとともに、操作が容易なものとする。
- (ロ) 住宅内の照明設備は、安全に必要な箇所に設置するとともに、十分な照度を確保する。
- (ハ) 火災その他のための通報装置及び警報装置等を設けるか、設置できるようにする。

(8) 温熱環境

各居室等の温度差をできる限りなくすよう断熱及び換気に配慮するとともに、年間を通じて適切な温度が維持できるように、暖房設備等を用いることができる構造とする。

(9) 収納スペース

日常使用する収納スペースは、適切な量を確保するとともに、無理のない姿勢で出し入れできる位置に設ける。

2 住戸内各部

(1) 玄 関

- (イ) 玄関の出入口に生じる段差は、安全性に配慮したものとする。
- (ロ) 玄関は、できる限りベンチ等が設置できる空間を確保する。
- (ハ) 上がりかまちの段差は、安全上支障のない高さとし、必要に応じて式台を設置する。

(2) 階 段

階段の勾配、形状等は、昇降の安全上支障のないものとする。

- ・ 玄関ドアは、親子扉（親扉の有効幅員は 80cm 以上）とする。
- ・ 建具、造り付家具等に用いられるガラスのうち身体に接触する可能性のあるものは、安全ガラスとする。

(7) 設 備

- ・ 水洗器具は、レバー式等操作しやすい形状のものとするとともに、湯温調整が安全に行えるものとする。
- ・ 電気設備のスイッチ、コンセント等は、使いやすい高さに設置するとともに、できる限りワイドスイッチや明かり付きスイッチを用いる。
- ・ 階段の照明は、複数設置等により踏面に影ができないようにするとともに三路スイッチとする。
- ・ ガス調理器具は立消え安全装置付きのものとする。
- ・ 台所にはガス漏れ検知器及び火災警報器を設置し、便所及び浴室にはできる限り通報装置を設置する。

(推奨)

- ・ 階段には足元灯を設置する。
- ・ 玄関の上がりかまち部には、足元灯を設置する。
- ・ 台所には自動消化装置又はスプリンクラー等を設置する。
- ・ 高齢者等の寝室には通報装置を設置する。

(8) 温熱環境

- ・ 便所、洗面所、脱衣室、居間・食事室及び高齢者等の寝室には暖房設備を設けるか又は機器を設置できるようにするほか、地域の気候に応じて、居間・食事室及び高齢者等の寝室には冷房設備を設けられるようにする。

(推奨)

- ・ 地域の気候に応じて、浴室には暖房設備を設ける。

2 住戸内各部

(1) 玄 関

- ・ 玄関の出入口においては、くつずりと玄関外側の高低差は 2cm 以下、くつずりと玄関土間の高低差は 5mm 以下とする。
- ・ 玄関の上がりかまちの段差は、(省略) 18cm 以下とし、やむを得ない場合は式台を設置するか、設置できるスペースを設け、土間と式台との段差及び式台と上がりかまちの段差を各 18cm 以下とする。
- ・ 玄関の上がりかまち及び式台は、段差が分かりやすいよう、できる限り材質、色等で変化を持たせる。

(推奨)

## (3) 便所

- (イ) 便所は、できる限り介助可能な広さを確保する。
- (ロ) 便所の出入口は、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。
- (ハ) 便器は、腰掛け式とする。

## (4) 洗面所・脱衣室

- (イ) 洗面所は、手洗い等の利便性に配慮したものとする。
- (ロ) 脱衣室は、衣服の着脱等の安全性等に配慮したものとする。

## (5) 浴室

- (イ) 浴室は、できる限り介助可能な広さを確保する。
- (ロ) 浴室の出入口に段差が生じる場合は、安全上支障のない形状の段差とするとともに、出入口に縦手すりを設置する。
- (ハ) 浴室の出入口建具は、安全性に配慮するとともに、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。
- (ニ) 浴槽は、安全性に配慮した形状、寸法とする。

## (6) 建具

建具は、開閉がしやすく、安全性に配慮したものとする。また、建具のとして、引き手及び錠は使いやすい形状のものとし、適切な位置に取付ける。

- ・ 玄関の出入口においては、段差なしとする。

## (2) 階段

- ・ 階段の勾配は  $6/7$  以下、 $55\text{cm} \leq T$  (踏面、以下同じ) +  $2R$  (蹴上げ、以下同じ)  $\leq 65\text{cm}$  とする。やむを得ない場合、階段の勾配は  $22/21$  以下、 $55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}$ 、 $T \geq 19.5\text{cm}$  とするとともに勾配が  $45^\circ$  を超える場合は両側に手すりを設ける。
  - ・ 階段の構造は、最上段の通路等への食い込みや最下段の通路等への突出を避けるとともに、まわり階段等安全上問題と考えられる形式はできる限り用いない。
  - ・ 踏面のノンスリップを設ける場合は踏面と同一面とし、蹴込み板を設置し、できる限り段鼻を出さないようにするとともに、蹴込みは  $2\text{cm}$  (やむを得ない場合は  $3\text{cm}$ ) 以下とする。
- (推奨)
- ・ 階段の勾配は  $7/11$  以下、 $55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}$  とする。

## (3) 便所

- ・ できる限り便器側方に介助スペースを確保するか軽微な構造により確保できるようにする。
- (推奨)
- ・ 便所の広さは、内法で間口  $1.35\text{m}$  以上、奥行  $1.35\text{m}$  以上とする。

## (4) 洗面所・脱衣室

(推奨)

- ・ いす座使用可能な洗面台を設置する。
- ・ 脱衣室 (洗濯機を別の場所に置く場合は、その附近) には、下洗い用シンクを設置する。

## (5) 浴室

- ・ 浴室の広さは、腰掛け台等を設置しても入浴行為に支障のない広さとして、内法で短辺  $1.4\text{m}$  以上かつ広さ  $2.5\text{m}^2$  以上とし、やむを得ない場合、(省略) 短辺  $1.3\text{m}$  以上かつ広さ  $2.0\text{m}^2$  以上とする。
  - ・ 浴室の出入口の段差は、 $2\text{cm}$  以下の単純段差とし、やむを得ない場合は、手すりを設置しつつ、浴室内外の高低差を  $12\text{cm}$  以下かつまたぎ高さ  $18\text{cm}$  以下とする。
  - ・ 出入口建具は引戸又は折れ戸を原則とし、やむを得ず内開き戸とする場合は、緊急時には外部から取りはずせる構造のものにする。
  - ・ 浴槽の縁の高さは、 $30\sim 50\text{cm}$  とする。
- (推奨)
- ・ 浴室出入口は段差なしとする。
  - ・ 浴槽の縁は、腰掛けて浴槽に出入りできる形状のものとする。
  - ・ 浴槽の縁の高さは  $35\sim 45\text{cm}$  とする。

第3 集合住宅の屋外空間及び共用部分の設計指針  
(省略)

第4 戸建住宅の屋外空間の設計指針

1 アプローチ等

- (1) 住宅へのアプローチ通路等は、歩行及び車いす利用に配慮した形状、寸法等とする。
- (2) 屋外階段は、勾配、形状等を昇降の安全上支障のないものとする。
- (4) 屋外の照明設備は、安全性に配慮して十分な照度を確保する。

(6) 建具

- ・ 玄関ドアが開き戸形式の場合、急激な開閉を防ぐため、ドアクローザーの設置等を行う。
- ・ 浴室及び便所の建具の錠は、外から開錠可能とする。
- ・ 出入口ドア等にガラスを入れる場合は、安全ガラスを用いるか又は棧付建具として1枚あたりのガラスの面を小さくする。  
(推奨)
- ・ 引き戸や開き戸のとして側に30cm以上の袖壁を設ける。
- ・ 玄関ドアは、親子扉（親扉の有効幅員は80cm以上）とする。
- ・ 建具、造り付家具等に用いられるガラスのうち身体に接触する可能性のあるものは、安全ガラスとする。

II 指針第3（集合住宅の屋外空間及び共用部分の設計指針）について  
(省略)

III 指針第4（戸建住宅の屋外空間の設計指針）について

1 アプローチ等

- ・ 敷地に高低差がある場合は、緩勾配の階段や傾斜路を設けるとともに、少なくとも片側に連続して手すりを設置する。
- ・ 階段を設ける場合は、道路から敷地へ入るための数段程度の階段は、 $R \leq 16\text{cm}$ 、 $T \geq 30\text{cm}$ とし、これ以外の屋外階段は、 $T \geq 24\text{cm}$ 、 $55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}$ とする。
- ・ 屋外階段の照明は、複数設置等により踏面に影ができないようにする。

(推奨)

- ・ アプローチの段差部には、足下灯を設置する。